

第18回入善町農業委員会議事録

令和7年1月9日午後3時00分から第18回入善町農業委員会が3F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 17名

出席委員 17名

1番 五十里 章	2番 廣 清 奈緒美	3番 寺 田 晴 美	4番 森 下 さゆり
5番 森 下 吉 光	6番 上 田 幸 嗣	8番 竹 田 隆 浩	9番 嶋 先 良 昭
10番 安 藤 清 雅	11番 小 林 真一郎	12番 米 山 義 隆	13番 坪 野 和 夫
14番 前 田 俊 彦	15番 永 山 美 和	16番 亀 田 英 司	17番 上 野 好 雄
18番 田 中 吉 春			

欠席委員 0名

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	川 原 弘 美
入善町農業委員会	主 任	浜 西 亮 介
入善町農業委員会	主 事	南 茂 和佳菜

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第63号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第5	議案第64号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6	議案第65号 入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について

議長（米山 義隆）

改めまして、新年あけましておめでとうございます。去年の元旦、地震が起きたことを思い出し、緊張感を感じていました。今年は雪もなく、平穏な正月を迎えられたということに改めて喜びたいと思います。また、新年会の場でも挨拶させていただきますので、この場での挨拶はこれで終わります。今、トリプルパンデミックということで感染者が爆発的に増えておりますので、健康には十分留意いただければと思います。

それでは議案にしたがって進めさせていただきます。

順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第6の終了までといたしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、会期を本日 1 日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（米山 義隆）

次に、日程第 2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。3 番寺田委員と 4 番森下さゆり委員に決定いたしたいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、ご両名に決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第 3、議案第 62 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第 62 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、次の通り許可申請があったので審議を求めます。今回は、2 件の申請があります。

申請番号 1 番、農地の所在地は、入善町東狐〇〇〇の 1 筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は 4,173㎡です。

申請地の位置図は、議案書の 2 ページをご覧ください。

譲渡人は、富山市〇〇〇〇〇の〇〇〇 〇〇さん、譲受人は、入善町道古〇〇〇の有限会社〇〇〇〇〇〇さんです。

この申請地は有限会社〇〇〇〇〇〇〇さんが耕作している農地で、農地を取得した後も引き続き有限会社〇〇〇〇〇〇〇さんが耕作されます。

許可要件の確認ですが、

- ・農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は取得農地を効率的に利用できると見込まれること
- ・農作業に必要な日数について、農業従事していると認められること
- ・譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること

等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、嶋先委員にいただいております。

続きまして、申請番号 2 番、農地の所在地は、入善町目川〇〇、〇〇の 2 筆で、台帳地目、現況地目はともに田、面積は 3,468㎡です。

申請地の位置図は、議案書の 2 ページをご覧ください。

譲渡人は、黒部市〇〇〇〇の〇〇 〇〇さん、譲受人は、入善町目川〇〇〇の〇〇 〇〇さんです。

この申請地は、譲受人が耕作を希望しており、〇〇さんと〇〇さんは親族関係にあり、実際に〇〇家の農地を管理しておられた入善町に居住している〇〇さんに農地を渡したいという意向もあり、所有権移転するため、今回の申請となりました。

許可要件の確認ですが、

- ・農機具、通作距離等を総合的に考慮すると、譲受人は取得農地を効率的に利用できると見込まれること

- ・農作業日数は年間150日を予定しており、必要な農作業に従事すると見込まれること
- ・譲受人の農地取得後も、周辺の農地利用に支障が生じないと認められること

等から要件を満たしております。農業委員による意見書の確認印は、森下さゆり委員にいただいております。

以上2件です。よろしくお願いします。

議長（米山 義隆）

それでは現地の確認を行いました委員から補足説明をお願いします。まず、申請番号1番について、嶋先委員より説明をお願いします。

嶋先委員

事務局から説明があった通りになります。以前から〇〇〇〇〇〇さんが耕作されていた農地ということで問題ないと判断し、ハンコを押しました。

議長（米山 義隆）

ありがとうございます。それでは、申請番号2番について、森下さゆり委員より説明をお願いいたします。

森下さゆり委員

事務局から説明あった通りになります。所有者が耕作できないということで〇〇さんに依頼されたということです。問題ないと考え、ハンコを押しました。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。
それでは質疑に入りたいと思います。

安藤委員

〇〇さんの土地について、地図では地番が分からない。

事務局

こちらの農地は仲間田になっていまして、2筆で一つの農地になっています。
農地の所在ですが、目川〇〇が道路に面しており、目川〇〇は西側に位置しています。

安藤委員

公図を添付するのはどうですか。

事務局

公図の添付は難しいので、住宅地図上で分かりやすい表示をするよう今後行いたいと思います。

議長（米山 義隆）

拡大しても、地番表示は難しいのか。

事務局

住宅地図上では出てこないです。

議長（米山 義隆）

拡大すると、今度は位置が分からなくなったり、主要道路が見える必要等がある。常設委員会でも地図が見にくいという意見がでることもある。今の安藤委員の質問の通り、手書きでも地番を書いていた
だくようお願いします。

小林職務代理者

今回の申請は貸付地の内数でよろしいですか。それと耕作者は了解されているということでよろしいですか。

事務局

貸付地に含まれている農地になります。元々の耕作者は解約されて、〇〇さんが耕作者になります。耕作者自体も変わるということになります。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第62号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案通り許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り許可することと決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第63号農地法第4条の規定による意見進達についてを議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

農地法第4条の規定による意見進達について、2件の申請がありましたので、審議を求めます。申請地は入善町舟見〇〇〇、〇〇〇の計2筆、地目は田、面積は合計で239㎡です。申請地の位置図は4ページをご覧ください。申請人は入善町舟見〇〇〇の〇〇〇〇〇〇さんで、用途は「一般住宅敷地の拡張」です。

申請人の〇〇さんは、農地法について熟知せず、自宅西側にある農業用格納庫から公道への農耕車の出入りが必要になったため、昭和50年頃に自己所有地の田に盛り土をして、コンクリート舗装した進入路を建設しました。位置図の、〇〇〇と〇〇〇の間にある部分です。自宅から進入路は、幅約4m、全長約35m、面積101㎡で、トラクターや田植え機、コンバインなどが通れる幅となっております。当該進入路は住居への進入や格納庫の出入りに利用しており、生活に必要なものです。進入道の雨水排水については、西側に隣接する排水路より排水しています。

また、平成元年頃に自宅北側にある自己所有地の、南北に細長い田に盛り土をして庭の敷地の一部に変え、石垣を建設しました。位置図では自宅〇〇〇番地の上になります。住宅が雨風の影響を強く受けるため、住宅を守るために石垣で塀を補強する必要がありました。こちらの雨水排水は自然透過になります。

いずれも、生活に必要な土地であり、きちんと手続きを経て地目を是正するべく、今回始末書をつけての申請となりました。

申請地は第1種農地ですが、転用目的が「一般住宅敷地の拡張」であり、許可基準は「既存施設の拡張」の項目に適合すると認められ、転用目的には問題がないと考えます。

なお、申請地につきましては令和6年11月20日に除外済であり、隣接耕作者の同意、また愛本新土地改良区の同意内容の意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は上野委員にいただいております。

以上、よろしくお願いいたします。

続きまして2件目。申請人は〇〇 〇〇。申請地は東狐〇〇〇で地目は田。面積は377㎡で転用目的は店舗敷地になります。

申請人の〇〇さんは、高齢の義兄が入善町芦崎で営んでいる精肉店を、近年中に閉店する予定になったため、第一段階として、惣菜部門を引き継ぎ、将来的には精肉部門を含めて継承することとにしました。

自宅から離れていると将来的に店舗の管理ができないため、当該申請地に新たに店舗を建築する計画を立てたことから、今回の申請になりました。

申請面積は378㎡で、惣菜部門の店舗ですが、将来は精肉部門事業も行うことができる建物面積を確保しており、梱包材置場、搬入用駐車スペース2台分、来客用駐車スペース4台分を確保した必要最小限の面積です。建築場所は土地の中央に位置しており、隣接している農地の耕作に影響が出ないよう配慮されており、隣接耕作者の同意も得ています。

また、生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は隣接している排水路に排水します。申請地から申請人自宅に伸びている細長い部分が残地になりますが、申請者が引き続き畑として耕作する予定です。

申請地のある集落には、保育所や小学校、新興住宅団地があり、新築住宅の建築も進んでいますが、近隣に家庭向けの総菜店などがないため、集客も期待でき、当該店舗は周辺地域に居住する者の日常生活に必要な施設になると想定されます。

申請地は第1種農地ですが、転用目的が「店舗敷地」であり、許可基準は「集落接続」の項目に適合すると認められ、転用目的には問題がないと考えます。

なお、申請地につきましては令和6年11月20日に除外済であり、隣接耕作者の同意、また入善土地改良区の同意内容の意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。

農業委員の意見書は竹田委員にいただいております。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。

それでは質疑に入りたいと思います。

議長（米山 義隆）

それでは現地の確認を行いました委員から補足説明をお願いします。まず、申請番号1番について、上野委員より説明をお願いします。

上野委員

この土地については、昨年の夏ごろに農振除外の申請があったかと思いますが、今回の話も同様になります。耕作者等からも問題ないということでハンコを押しました。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。続きまして、申請番号2番を竹田委員から説明をお願いします。

竹田委員

事務局の説明を通りです。北側の農地は〇〇〇さんが耕作されてますが、耕作しやすいよう配慮されていると聞いています。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。
それでは質疑に入りたいと思います。

安藤委員

2番目の申請ですが、申請地と〇〇さんの自宅の間に空白がありますが、これは田んぼですか。

竹田委員

申請地と自宅の間の土地は子供さんの自宅が建っています。事務局から説明があった通り、将来的には精肉店を子供さんも手伝うということです。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第63号農地法第4条の規定による意見進達について、原案通り県知事に進達することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り県知事に進達することと決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第64号農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

議案第64号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、その決定を求めます。令和7年1月9日提出、入善町農業委員会会長、米山義隆。

各案件についてはご覧のとおりです。

【別紙一覧で説明】

新規は青木地区、1件、1筆、1,156㎡

更新は入善地区、2件、10筆、18,376㎡

合わせて3件、11筆、19,532㎡です。

別紙の補足資料には、参考に前年同月の農業委員会の件数も記載してあります。

以上、よろしくお願いします。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。
それでは質疑に入りたいと思います。

議長（米山 義隆）

〇〇さんの畑が14,000円になってますが、〇〇さんは全体的に年貢が高いのですか。

事務局

前回も〇〇さんは14,000円になっており、地目は畑になっていますが、実際は田だと思えます。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。議案第64号農用地利用集積計画の決定について、原案通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

森下さゆり委員

50年の間で、年貢代の金額はどうされますか。

事務局

標準賃借料で自動で変動される場合もありますが、こちらは〇〇〇〇営農で定める金額となっており、協議で決める金額になるので、同じ賃借料が続くわけではないと思います。

上野委員

〇〇〇〇営農さんですが、賃借料が17,000円と11,000円があるのですが、これはどういった違いですか。

事務局

賃借料については、こちらから提示しているわけではないですが、おそらく組合員か員外かという違いかと思います。

議長（米山 義隆）

相対での50年ということですが、〇〇〇〇〇さんはどうですか。

事務局

〇〇〇〇〇さんも今回、終期を迎えられたので、更新で15年ということでしたのでそういう契約になっています。

議長（米山 義隆）

来年度が標準賃借料の更新の時期ですので、各地区の農家さんの声を聞いていただきたいなど。先ほど森下委員が言われたとおり、改定がある場合、注意書きを記載していると思いますので。よろしくお願いいたします。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。

議案第61号農用地利用集積計画の決定について、原案通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、議案第65号入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件についてを議題とします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

入善町から提出になった入善農業振興地域整備計画変更案について、農業振興地域の整備に関する法

律施行規則第3条の2の規定により、意見を求めます。

農振除外等の申請は年4回（3月、6月、9月、12月）ですが、今回は12月16日受付分の申請で、農振除外が3件あります。

申請番号1番。除外対象地は梶山〇〇〇〇の一筆、地目は田、面積は1,135㎡の内110㎡です。申請地の位置図は8ページをご覧ください。除外願出者は入善町梶山〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、除外後の用途は一般住宅敷地の拡張です。

申請人の〇〇さんは、配偶者の両親が高齢化により将来の介護等が必要になると考え、同居することになりました。既存住宅では生活スペースが手狭であるため、現在の住居を二世帯住宅に増築する計画を立て、今回の申請となりました。

申請面積は110㎡で、増築部分38㎡と庭木、物干しスペースなどがあり、生活に利用するための必要最小限の面積であり、隣接耕作者の同意も得ています。生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は西側排水路に排水します。

南側の残地部分は引き続き、耕作者が田として耕作する予定であり、申請地の西側20㎡を農機具搬入路としています。

除外要件については、住宅に必要な敷地の一部として申請地を利用するためには、既存宅地に隣接する申請地が最も適していることから、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められ、除外可能と考えます。

続きまして、申請番号2番。除外対象地は一宿〇〇〇の一筆、地目は田、面積は2,775㎡の内332㎡です。申請地の位置図は8ページをご覧ください。除外願出者は入善町一宿〇〇〇の〇〇〇〇さん、借受人は神奈川県〇〇〇〇〇〇の〇〇 〇さんで、除外後の用途は一般住宅敷地です。

借受人の〇〇 〇さんは、神奈川県で教師をしていましたが、令和7年4月から富山県での勤務が決まったため、妻と子ども二人とともに富山県に移住することになりました。実家は古く、〇さんの両親と兄が居住していること、妻がリモート勤務の予定であることから申請地に新築住宅を建築する計画を立て、今回の申請となりました。

申請面積は332㎡で、一般住宅の基準を満たし、住宅、車庫2台分、駐車場1台分、庭、テラスとして利用するための必要最小限の面積であり、隣接耕作者は申請者本人です。生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は自然透過です。

残地部分は引き続き、耕作者である申請者が田として耕作する予定です。

除外要件については、一般住宅敷地であり、両親から育児に協力してもらいやすいこと、将来、農業に従事することを考えていること、老後の両親の世話などから実家のそばに建築する必要があり、既存宅地に隣接する申請地が最も適していることから、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められ、除外可能と考えます。

続きまして、申請番号3番。除外対象地は五郎八〇〇の一筆、地目は田、面積は1,068㎡の内350㎡です。申請地の位置図は9ページをご覧ください。除外願出者は入善町五郎八〇〇の〇〇〇〇さん、借受人は富山市〇〇〇〇〇〇の〇〇 〇〇さんで、除外後の用途は一般住宅敷地です。

借受人の〇〇さんは、富山市で妻と生活していましたが、令和7年夏ごろに子どもが生まれることになり、現在のアパートでは手狭になること、妻の実家から育児の協力を得やすいこと、実家は古く手狭であることなどから申請地に新築住宅を建築する計画を立て、今回の申請となりました。

申請面積は350㎡で、一般住宅の基準を満たし、住宅、車庫2台分、駐車場、庭として利用するための必要最小限の面積であり、隣接耕作者は申請者本人です。生活排水は町公共下水道設備により処理し、雨水排水は自然透過です。また、地図上の北側に細長く伸びている部分は下水道接続する埋設管に必要な敷地になります。

残地部分は引き続き、耕作者である申請者が畑として耕作する予定です。除外要件については、一般住宅敷地であり、両親から育児に協力してもらいやすいこと、将来、老後の両親の世話などから実家のそばに建築する必要があり、既存宅地に隣接する申請地が最も適していることから、農用地区域以外の

土地をもって代えることが困難と認められ、除外可能と考えます。

以上、3件になります。よろしくお願いします。

議長（米山 義隆）

はい、ありがとうございました。

それでは質疑に入りたいと思います。

小林職務代理者

確認させてください。町外から親元に戻るということで、非常にいいことだと思います。〇〇さんの件では宅地が非常に広いように感じますので、空きスペースに家を建てればいいのかという話にもなるので、この辺の要件を確認させてください。

事務局

実家の隣に建てるということで、住宅地図上ではスペースがあるように感じますが、農作業場や車庫、庭木などがあり、既存地の利用状況図で空きスペースに建てることは困難であることを確認しています。面積の基準があるわけではなく、具体的にどういう利用状況か確認して、敷地内に建てるのが困難であることを確認して申請を受付しています。

議長（米山 義隆）

申請番号3番も宅地と農地がどこまでなのかよくわからない。

事務局

住宅地図上では、区別が分かりにくいですが、太く囲ってある部分は農地になります。道路に面している建物は農作業場になります。

議長（米山 義隆）

ほかに何か質問等ありますか。ないようですので、本案件の採決を行いたいと思います。

議案第65号入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について、原案通り決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

（全員の挙手あり）

議長（米山 義隆）

全員の挙手により、本案は原案通り決定いたします。

議長（米山 義隆）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

議長（米山 義隆）

次回の総会の日程をお知らせしておきます。

令和7年2月7日金曜日午後1時00分より行います。

それでは事務局より連絡事項をお願いします。

事務局

（農業者との意見交換会について説明）

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はございませんか。

議長（米山 義隆）

ないようですので、これもちまして、第18回入善町農業委員会を閉会したいと思います。次回の総会は令和7年2月7日金曜日、午後1時30分になります。

（閉会 午後2時20分）

..